

職場の健康保険に加入した皆様へ

国民健康保険の加入者が就職等により職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。手続きに必要なものをご持参のうえ、保険課（5番窓口）までお越しください。

手続きに必要なもの

①	職場の健康保険証 及び 国民健康保険被保険者証 (職場の健康保険に加入した方全員分)
②	マイナンバーカード または 通知カード (職場の健康保険に加入した方全員分)
③	来庁される方の身分証明書 (運転免許証など) 印鑑 (朱肉を使うもの)

※別世帯の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。お問い合わせください。

以下の2点に注意してください

- ① 職場の健康保険に加入しているのに、国民健康保険の保険証を使用して医療機関等を受診してしまうと、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。
- ② 国民健康保険の脱退手続きを行わないと、国民健康保険税が課税されたままになってしまいます。
※職場の健康保険に加入した場合は、必ず手続きをお願いします。

安い!安心! ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎029-240-7113(直通)

見てるかな 黄色い帽子と わたしの手

春の全国交通安全運動

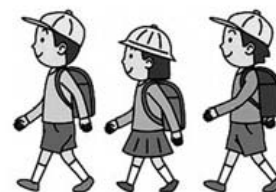
4月6日(月)
~15日(水)

春は、新生活が始まり、新入学児童・生徒の登下校中の交通事故の危険性が高まります。ドライバーは、思いやりのある運転を心がけましょう。歩行者は、道路を横断する際など、周りをよく確認してから横断しましょう。

一人ひとりが交通ルールをしっかり守り、交通マナーの向上に取り組むことで、交通事故を防止しましょう。

確認しよう! 運動の重点

- ① 子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の安全運転の励行
- ③ 自転車の安全利用の推進



【問合せ先】 町民協働課 ☎029-291-8802(直通)